

第6期広島市障害福祉計画

第2期広島市障害児福祉計画

〔令和3（2021）年度～令和5（2023）年度〕

（素案）

令和3年（2021 年） 月

広 島 市

目 次

1	計画の概要		P1
2	目標の設定		P2
	(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実施状況		P2
	(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標		P9
3	障害福祉サービス等の量の見込み		P17
	〈参考1〉 国の基本指針の概要		P39
	〈参考2〉 本市の障害福祉サービス等事業所数		P52

1 計画の概要

(1) 計画の位置付け

第6期広島市障害福祉計画及び第2期広島市障害児福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）第88条に基づく「市町村障害福祉計画」の第6期計画及び児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」の第2期計画として策定するものです。

(2) 計画策定の趣旨

障害者等の自立支援の観点から、地域生活移行や就労支援といった課題に対応するため、国の基本指針を踏まえ、これまでの計画の実績や障害者等のサービスの利用に関する意向等を勘案し、令和5年度末における必要な障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標及び令和3年度から令和5年度までの障害福祉サービス等の量の見込みを設定するものです。

(3) 計画期間

計画期間は、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度までの3年間です。

(4) 計画内容

国の基本指針（平成18年厚生労働省告示第395号：改正 令和2年厚生労働省告示第213号）及び国の通知「障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の利用ニーズの把握及びその提供体制の整備について（平成29年3月31日 雇児総発0331第7号、障障0331第9号、府子本361）」に基づき、

- 第6期広島市障害福祉計画は、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期から第5期の計画の実績や課題を踏まえ、令和5年度末における目標及び各年度における障害福祉サービス等の量の見込みを設定しています。
- 第2期広島市障害児福祉計画は、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保を計画的に図るため、第1期の計画の実績や課題を踏まえ、令和5年度末における目標及び各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を設定しています。

(5) 計画の点検・評価

毎年度、目標及び障害福祉サービス等の見込量の実績等を把握し、広島市障害者施策推進協議会等の意見を聞きながら、計画の点検・評価を行います。

2 目標の設定

(1) 第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の実施状況

《第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の数値目標及び実績》

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	87 人 (9%)	23 人 26.5%	・基準時（平成 28 年度末）における本市の施設入所者数は 956 人 ・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率 ・目標は基準時からの累計
イ 施設入所者の削減数	20 人 (2%)	8 人 40%	・基準時（平成 28 年度末）における本市の施設入所者数は 956 人 ・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率 ・目標は基準時と各年度末時点の施設入所者数の差

ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

令和2年度の目標を、基準時（平成 28 年度末）の本市の施設入所者数 956 人の9%に当たる 87 人と設定しました。これに対して、令和元年度までの累計は 23 人に留まっています。

イ 施設入所者の削減数

令和2年度の目標を、基準時（平成 28 年度末）の本市の施設入所者数 956 人の2%に当たる 20 人と設定しました。これに対して、令和元年度までの累計は 8 人に留まっています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…施設入所者は重度の障害者が多く、地域生活への移行が難しいうえ、施設入所の待機者も多いことから、計画的な施設入所者数の削減は非常に困難な状態であり、施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数や施設入所者の削減数の目標を達成することができませんでした。

【課題】…目標達成に向けた課題として、退所が困難な重度の障害者の地域生活への移行が考えられます。

【方策】…障害者のニーズを踏まえながら、居住の場を確保する等、障害者の自立した地域生活を支援するサービスの充実に力を入れ、施設入所者の地域生活への移行を促進していきます。

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	設置	設置済 100%	—
イ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）			
(ア) 65歳以上の長期入院患者数	821人	878人 93.1%	・目標は単年度の数値
(イ) 65歳未満の長期入院患者数	558人	576人 96.8%	
ウ 精神病床における早期退院率			
(ア) 入院後3か月時点の退院率	69%	61% 88.5%	・目標は単年度の数値
(イ) 入院後6か月時点の退院率	84%	83% 98.9%	
(ウ) 入院後1年時点の退院率	90%	92% 102.3%	

ア 市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況
平成30年度中に設置を目指すこととし、同年度から設置しました。

イ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）
令和2年度の目標を、65歳以上821人、65歳未満558人と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、65歳以上878人、65歳未満576人となっており、達成率はそれぞれ93.1%、96.8%に留まっています。

ウ 精神病床における早期退院率
令和2年度の目標を、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「(イ)入院後6か月時点の退院率」については84%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については90%以上と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、入院後3か月時点の退院率は61%、6か月時点の退院率は83%に留まっていますが、1年時点の退院率は92%で達成率は102.3%となっています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…入院後 1 年時点の退院率は目標を達成できていますが、入院後3か月時点、6か月時点の退院率については目標を達成できていない年度もあるため、引き続き、早期・中期の退院後の支援を進める必要があります。

【課題】…1 年以上長期入院患者数は、平成 30 年度と令和元年度を比較すると、1,499 人から 1,454 人とわずかに減少したものの、目標にまだ及んでいません。この要因としては、高齢化の影響により、認知症など病状が重い患者は増加し、入院が長期にわたるケースが多く、退院促進が難しい状況等が考えられます。

【方策】…1 年以上の長期入院患者数の減少や退院率の向上を図るため、居住の場の確保や当事者への退院後の支援や精神障害者に対する地域の理解の促進などを行うことと合わせ、精神疾病の治癒又は寛解状態が継続するよう受診を促す取組を行う。

③ 地域生活支援拠点等の整備に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
地域生活支援拠点等の整備 箇所数	4 か所	2 か所 50%	—

地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等の整備箇所数について、平成 29 年度にモデル事業として 1 か所整備し、平成 30 年度から 6 年間で全区（8 か所）に整備することを目指し、令和2年度の目標を、その半数の 4 か所と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、2 か所を整備しました。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価】…令和元年度までに2か所を整備しています。

【方策】…令和2年度に2か所を整備する予定です。

④ 施設利用者の一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数	253 人 (1.15 倍)	247 人 97.7%	・基準時（平成 28 年度）の本市の実績は 220 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労移行支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労移行率			
(ア) 就労移行支援事業の利用者数	320 人 (1.2 倍)	283 人 88.5%	・基準時（平成 28 年度末）の本市の実績は 266 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(イ) 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合	事業所全体の 50%以上	70% (14/20 事業所)	・目標は単年度の数値 ・各事業所の届出情報から算出
ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率	80%以上	73.3% (82/112 人)	・目標は単年度の数値 ・カッコ内は対象者 112 人中の 1 年以上就労定着支援事業を利用した者の数

ア 施設利用者のうち、年間に一般就労に移行する者の数

令和2年度の目標を、基準時（平成 28 年度）の本市の一般就労移行者数 220 人の 1.15 倍にあたる 253 人と設定しました。これに対して、令和元年度の実績は 247 人に留まっています。

イ（ア） 就労移行支援事業の利用者数

令和2年度の目標を、基準時（平成 28 年度末）の本市の利用者数 266 人から2割増加に当たる 320 人と設定しました。これに対して、令和元年度の実績は 283 人に留まっています。

（イ） 就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合

令和 2 年度の目標を、全体の就労移行支援事業所の数の5割以上とすることを設定しました。これに対して、令和元年度の実績は 70%（14/20 事業所）と、目標を上回っています。

ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率

令和 2 年度の目標を、就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率を 8 割以上とすることを設定しました。これに対して、令和元年度の実績は 73.3% (82/112 人) と、目標を僅かに下回っています。

＜実績等を踏まえた評価等＞

【評価】…ア 施設利用者の一般就労への移行者数については、247 人 (99.7%) と目標をほぼ達成しています。

イ 就労移行支援事業所の利用者数については、基準時 (266 人) から増加しているものの、283 人 (88.5%) と目標を下回っています。就労移行率 3 割以上の就労移行支援事業所の割合については、70%と目標 (50%以上) を上回っています。

ウ 就労定着支援事業による支援を開始した時点から 1 年後の職場定着率については、73.3% (82 人) と目標 (80% (90 人) 以上) を僅かに下回っています。

【課題】…就労移行支援事業の利用者を増やすためには、受入先である事業所の確保が課題であると考えられます。

【方策】…引き続き、事業者に対して、新規事業所の設置について働きかけるなど、目標達成に向け取り組みます。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (令和2年度)	令和元年度 実績と達成率	備 考
ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実			
(ア) 児童発達支援センターの設置数	7 か所	7 か所 100%	・基準時（平成 28 年度末）の設置数は 7 か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	構築	—
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保			
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	6 か所	14 か所 233%	・基準時（平成 28 年度末）の設置数は 5 か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	5 か所	15 か所 300%	・基準時（平成 28 年度末）の設置数は 4 か所
ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	設置	—

ア（ア） 児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和2年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置済であることから、令和2年度の目標を、現状の設置数である 7 か所と設定しました。

（イ） 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の指針では、令和2年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、現状において体制の構築が出来ていることから、令和2年度の目標を、「構築」としました。

イ（ア） 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び（イ） 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の指針では、令和2年度末までに、各市町村に少なくとも 1 か所以上確保するこ

とを基本としています。

令和2年度までの目標として、今後も利用者の増加が見込まれることから、少なくとも、新たに1か所ずつの開設を目指すこととし、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を6か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を5か所と設定しました。これに対して、令和元年度の実績では、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」は14か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」は15か所と目標を上回っています。

ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、平成30年度末までに各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、平成29年10月に、重症心身障害児者相談支援センターを開設（社会福祉法人への委託）し、その業務の一つとして、重症心身障害児者の関係機関の協議の場である「重症心身障害児者地域生活支援協議会」を実施しており、この協議会を、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場と位置付けています。

<実績等を踏まえた評価等>

【評価等】…国の指針に基づいて、数値目標を上回る実績となっています。今後、医療的ケア児の実態調査を行い、医療的ケア児に係る地域課題・個別課題を検証し、多職種と連携しながら課題解決に努めます。

(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の目標

目標については、国の基本指針で示された項目について、同指針やこれまでの実績等を踏まえ、以下のとおり設定します。

① 福祉施設の入所者の地域生活への移行に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数	57 人 (6%)	・基準時(令和元年度末)における本市の施設入所者数は948人 ・目標は基準時からの累計
イ 施設入所者の削減数	16 人 (1.6%)	・カッコ内は基準時の施設入所者数に対する比率

ア 施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の指針では、基準時(令和元年度)の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、第5期計画で設定した目標値が令和2年度末に達成されないと見込まれる場合には、その未達成割合を加算することになっています。

本市においては、第5期計画の未達成割合(5.8%)を加算すると目標値は112人となりますが、現在の入所者は重度の者が多く退所が困難な状況にあることを踏まえて、未達成割合は加算しないこととし、国の指針を参考に、基準時(令和元年度末)の本市の施設入所者数948人の6%に当たる57人と設定します。

【計算式】

$948 \text{ 人} \times 0.06 = 57 \text{ 人}$ (小数点以下切り上げ)

イ 施設入所者の削減数

国の指針では、基準時(令和元年度末)からの累計の削減率1.6%以上を基本とし、上記と同様、未達成割合を加算することになっています。

本市においては、第5期計画の未達成割合(1.0%)を加算すると目標値は25人となりますが、入所者に重度の者が多く退所が困難であることや、入所待機者も多いため、未達成割合は加算しないこととし、国の指針を参考に、基準時(令和元年度末)の本市の施設入所者数948人の1.6%に当たる16人と設定します。

【計算式】

$948 \text{ 人} \times 0.016 = 16 \text{ 人}$ (小数点以下切り上げ)

② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）		
(ア) 65歳以上の長期入院患者数	775人	・目標は単年度の数値
(イ) 65歳未満の長期入院患者数	509人	
イ 精神病床における早期退院率		
(ア) 入院後3か月時点の退院率	69%	・目標は単年度の数値
(イ) 入院後6か月時点の退院率	86%	
(ウ) 入院後1年時点の退院率	92%	

ア 病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

国の指針では、国が定める推計式を用いて県の区域単位で設定することになっており、県が第5期障害福祉計画及び第7次保健医療計画において設定する目標値（65歳以上2,859人、65歳未満1,801人）を参考に試算（県の目標値を平成32年の県市の人口推計比で按分）すると、65歳以上は1,091人、65歳未満は808人となります。

しかし、既に本市の平成28年度実績（65歳以上905人、65歳未満615人）において達成していることから、これまでの実績を踏まえて、65歳以上821人、65歳未満558人と設定します。

※算出のための数値を県に照会中

【算出方法】

平成26年度実績（1,594人）から平成28年度実績（1,520人）の直近3か年の年間の平均伸率を求めると、1年間に平均2.35%ずつ減少しています。これを基に、平成28年度実績（1,520人）から1年間に2.35%ずつ減少すると試算すると、平成32年度は1,380人となります。

（これまでの実績及び今後の見込み）

長期入院患者数	単位	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度
実績	人	1,594	1,564	1,520	1年間に2.35%ずつ減少するとして試算(※)			
見込み	人				1,484	1,449	1,414	1,380

平成32年度目標について、平成28年度実績1,520人の内訳（65歳以上905人（59.5%）、65歳未満615人（40.5%））で按分

65歳以上の長期入院患者数 $1,380 \text{人} \times 0.595 = 821 \text{人}$ (※)

65歳未満の長期入院患者数 $1,380 \text{人} \times 0.405 = 558 \text{人}$ (※)

※少数点以下切り捨て

イ 精神病床における早期退院率

国の指針では、「(ア)入院後3か月時点の退院率」については69%以上、「(イ)入院後6か月時点の退院率」については86%以上、「(ウ)入院後1年時点の退院率」については92%以

上を基本としています。

本市においても、これまでの実績を踏まえ、国の指針どおり、それぞれ設定します。

【これまでの実績】

区 分	単位	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	元年度	過去 5 か年 平均
入院後 3 か月	%	61.9	67.3	66.3	76.0	61.0	66.5
入院後 6 か月	%	88.0	84.3	88.1	87.0	83.0	86.1
入院後 1 年	%	92.9	88.6	91.6	91.0	92.0	91.3

③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数	8 か所	・基準時（令和元年度末）時点で 2 か所整備 ・目標は基準時（令和元年度末）からの累積
イ 運用状況の検証・検討 ㊦	実施	—

ア 地域生活支援拠点等の整備箇所数

国の指針では、地域生活への移行等に係る相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受入対応、専門的な対応や地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は地域の複数の機関が分担して機能を担う面的な体制）について、各市町村又は各障害保健福祉圏域に、令和 5 年度末までに 1 か所以上を確保することを基本としています。

本市においては、令和元年度末までに 2 か所整備しており、令和 5 年度までに各区に 1 か所ずつ整備することを目指し、8 か所を目標と設定します。

イ 運用状況の検証・検討

国の指針では、整備した地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年 1 回以上の運用状況の検証及び検討をすることを基本としており、本市においても、年 1 回以上実施することを目標に設定します。

④ 福祉施設から一般就労への移行等に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数	314 人 (1.27 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 247 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(ア) 就労移行支援事業からの一般就労移行者数 ㊦	189 人 (1.3 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 145 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(イ) 就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	32 人 (1.26 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 25 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
(ウ) 就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数 ㊦	44 人 (1.23 倍)	・基準時（令和元年度）の本市の実績は 35 人 ・目標は単年度の数値 ・カッコ内は基準時の実績に対する倍率
イ 就労定着支援事業の利用者数及び事業者ごとの就労定着率		
(ア) 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用 ㊦	220 人	・令和 5 年度における就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の目標は 314 人 ・目標は単年度の数値
(イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上 ㊦	14 か所	・令和 5 年度末の就労定着支援事業所の見込み数は 20 か所 ・目標は単年度の数値

ア 福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数
 国の指針では、令和5年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.27 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の指針どおり、令和元年度実績 247 人の 1.27 倍となる 314 人を目標に設定します。

【計算式】

247 人×1.27=314 人（小数点以下切り上げ）

(ア) 就労移行支援事業からの一般就労移行者数

国の指針では、令和５年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.3 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の指針どおり、令和元年度実績 145 人の 1.3 倍となる 189 人を目標に設定します。

【計算式】

$145 \text{ 人} \times 1.3 = 189 \text{ 人}$ （小数点以下切り上げ）

(イ) 就労継続支援 A 型事業利用者からの一般就労移行者数

国の指針では、令和５年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.26 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の指針どおり、令和元年度実績 25 人の 1.26 倍となる 32 人を目標に設定します。

【計算式】

$25 \text{ 人} \times 1.26 = 32 \text{ 人}$ （小数点以下切り上げ）

(ウ) 就労継続支援 B 型事業利用者からの一般就労移行者数

国の指針では、令和５年度の目標値を、基準時（令和元年度）の実績の 1.23 倍以上とすることを基本としています。

過去の実績を踏まえ、国の指針どおり、令和元年度実績 35 人の 1.23 倍となる 44 人を目標に設定します。

【計算式】

$35 \text{ 人} \times 1.23 = 44 \text{ 人}$ （小数点以下切り上げ）

イ（ア） 就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用

国の指針では、令和５年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労する者のうち、7 割が就労定着支援事業を利用することを基本としています。

国の指針どおり、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、年間に一般就労に移行する者の数の令和５年度の目標 314 人の 7 割にあたる 220 人を目標に設定します。

【計算式】

$314 \text{ 人} \times 0.7 = 220 \text{ 人}$ （小数点以下切り上げ）

(イ) 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の 7 割以上

国の指針では、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が 8 割以上の事業所が全体の

7割以上とすることを基本としています。

国の指針に基づき、就労定着支援事業所の令和5年度末における見込み数である20か所の7割にあたる14か所を目標として設定します。

⑤ 障害児支援の提供体制の整備等に関する目標

区 分	目 標 (令和5年度)	備 考
ア 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実		
(ア) 児童発達支援センターの設置数	7か所	・基準時（令和元年度末）の設置数は7か所
(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	構築	・基準時（令和元年度末）で体制が構築されている施設は8か所
イ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保		
(ア) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	20か所	・基準時（令和元年度末）の設置数は14か所
(イ) 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	21か所	・基準時（令和元年度末）の設置数は15か所
ウ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置		
(ア) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置	・基準時（令和元年度）で設置済み。
(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 新	配置	・基準時（令和元年度）で配置済み。

ア（ア） 児童発達支援センターの設置数

国の指針では、令和5年度末までに、各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本としています。

本市においては既に設置済であることから、現状の設置数である7か所と設定します。

(イ) 保育所等訪問支援を利用できる体制の構築

国の指針では、令和 5 年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本としています。

本市においては、現状において体制の構築が出来ていることから、「構築」とします。

イ（ア） 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数及び（イ） 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数

国の指針では、令和 5 年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも 1 か所以上確保することを基本としています。

今後も利用者の増加が見込まれることから、令和 5 年度までの目標として、「主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数」を 20 か所、「主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数」を 21 か所と設定します。

ウ（ア） 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

国の指針では、令和 5 年度末までに各市町村等において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを基本としています。

本市においては、現状において協議の場の設置が出来ていることから、「設置」とします。

(イ) 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

国の指針では、令和 5 年度末までに各市町村等において、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本としています。

本市においては、現状において配置が出来ていることから、「配置」とします。

⑥ 相談支援体制の充実・強化等に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制の確保 新	確保	・目標の「確保」の判断は、P30 の「(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組」を実施する体制が確保されていることによる

国の指針では、令和 5 年度末までに各市町村等において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本としています。

具体的には、障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援や、地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言、地域の相談支援事業所の人材育成の支援、地域の相談機関との連携強化の取組を実施する体制の確保により判断します。

本市においては、すでに各見込みを設定し、実施する体制が確保されているため、「確保」とします。

⑦ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築に関する目標

区 分	目 標 (令和 5 年度)	備 考
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 ㊦	構築	・目標の「構築」の判断は、P31 の「(9) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組」を実施する体制が構築されていることによる

国の指針では、令和 5 年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本としています。

具体的には、障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町との共有ができる体制の構築により判断します。

本市においては、国の指針どおり、令和 5 年度末までに体制を構築することを目標として設定します。